

第 5 回宇都宮市水道事業懇話会

日時：平成 1 5 年 7 月 2 3 日（水）

午後 3 時 30 分～

場所：水道局 3 階会議室

＝　　　次　　　第　　　＝

1 開 会

2 懇 話

（ 1 ）平成 14 年度決算の状況について

（ 2 ）財政構造改革について

（ 3 ）その他

3 閉 会

平成14年度宇都宮市水道事業会計決算の概要

1. 事業の成果

本年度は、平成6年度から平成32年度までの継続事業である第6期水道拡張事業を重点施策として、未給水地域の解消や安定給水の確保、安全な水の供給のための施設の拡充整備を推進するとともに、市の第4次総合計画基本計画の改定に併せて、将来の給水人口と水需要予測の見直しを行いました。

また、県企業局からの受水費の軽減に伴い、水道料金の値下げを実施したことのほか、財政構造改革に積極的に取り組みながら、市民サービスの向上と経営の効率化を図りました。

2. 給水状況

項目	平成14年度	平成13年度	比較	
			増減	比率(%)
給水人口	469,622 人	466,768 人	2,854 人	0.61
給水戸数	196,734 戸	194,806 戸	1,928 戸	0.99
年間給水量	64,045,146 m ³	64,521,978 m ³	△ 476,832 m ³	△ 0.74
1日平均給水量	175,466 m ³	176,773 m ³	△ 1,307 m ³	△ 0.74
年間有収水量	54,483,206 m ³	54,876,617 m ³	△ 393,411 m ³	△ 0.72
有収率	85.07 %	85.05 %	0.02 ポイント	—
給水区域の人口に対する普及率	97.35 %	97.31 %	0.04 ポイント	—

3. 経営状況

(1) 損益収支の状況

項目	平成14年度(円)	比率(%)	平成13年度(円)	比率(%)	比較	
					増減(円)	比率(%)
総収益	11,400,278,858	—	11,614,165,109	—	△ 213,886,251	△ 1.84
うち給水収益	10,419,324,468	91.40	10,725,073,627	92.34	△ 305,749,159	△ 2.85
固定資産売却益	140,458,088	1.23	1,302,423	0.01	139,155,665	10,684.37
総費用	10,224,079,738	—	10,620,037,959	—	△ 395,958,221	△ 3.73
うち企業債利息	2,880,206,328	28.17	3,021,330,579	28.45	△ 141,124,251	△ 4.67
減価償却費	2,870,849,369	28.08	2,882,430,812	27.14	△ 11,581,443	△ 0.40
源浄水費・配水費	2,821,334,788	27.59	3,092,773,534	29.12	△ 271,438,746	△ 8.78
純利益	1,176,199,120	—	994,127,150	—	182,071,970	—

剰余金計算書

当年度純利益	1,176,199,120 円
前年度繰越利益剰余金	1,625,303 円
当年度未処分利益剰余金	1,177,824,423 円

[剰余金処分計算書]

当年度未処分利益剰余金	1,177,824,423 円
減債積立金	1,170,000,000 円
翌年度繰越利益剰余金	7,824,423 円

○ 1m³当りの供給単価及び給水原価

項目	平成14年度	平成13年度	比較	
			増減	比率(%)
供給単価	192円61銭	196円80銭	△4円19銭	△ 2.13
給水原価	187円02銭	193円05銭	△6円03銭	△ 3.12

(2) 資本的収支の状況

項目	平成14年度(円)	比率(%)	平成13年度(円)	比率(%)	比較	
					増減(円)	比率(%)
資本的収入	2,525,949,865	-	2,294,851,198	-	231,098,667	10.07
うち 企業債	1,172,842,000	46.43	1,241,454,000	54.10	68,612,000	5.53
国庫補助金	205,057,000	8.12	191,066,000	8.32	13,991,000	7.32
出資金	554,417,000	21.95	469,396,000	20.45	85,021,000	18.11
負担金	582,993,180	23.08	392,559,609	17.11	190,433,571	48.51
固定資産売却代金	10,640,685	0.42	375,589	0.02	10,265,096	2,733.07
資本的支出	6,447,931,227	-	6,010,465,752	-	437,465,475	7.28
うち 建設改良費	3,581,088,284	55.54	3,430,540,696	57.08	150,547,588	4.39
企業債償還金	2,866,842,943	44.46	2,579,925,056	42.92	286,917,887	11.12

決算額において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,921,981,362 円の補てん内訳
 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 139,908,798 円
 減債積立金取り崩し額 1,120,000,000 円
 損益勘定留保資金 2,662,072,564 円

(3) 企業債の状況

(単位:円)

前年度末残高	本年度借入額	本年度償還額	本年度末残高	備考
67,181,169,560	1,172,842,000	2,866,842,943	65,487,168,617	

(4) 経営分析

項目	14年度	13年度	12年度	類似都市	備考
自己資本構成比率(%)	37.22	34.99	33.03	50.90	総資本の中に占める自己資本の割合を示し、財政的安定性を見る。比率は大ほどよい。
総資本利益率(%)	1.11	0.95	1.08	0.46	投下資本に対してどれだけ純利益をあげたかという資本効率を見る。率は大ほどよい。
企業債利息対料金収入比率(%)	27.64	28.17	29.09	16.00	水道料金に対する企業債利息の割合を示す。比率は小ほどよい。
企業債償還元金対料金収入比率(%)	27.51	24.06	21.06	14.82	水道料金に対する企業債償還元金の割合を示す。比率は小ほどよい。

類似都市:給水人口30万人以上の都市,44事業体

4. 建設改良事業

(1) 第6期水道拡張事業(平成6年度から平成32年度までの継続事業)

総事業費 55,300,000,000 円
 平成14年度事業費 1,190,482,755 円
 平成14年度までの累計 24,072,935,251 円 (進捗率 43.53%)
 応急給水拠点整備
 下荒針配水場応急給水拠点整備、電気計装設備工事等 97,828,500 円
 未給水地域等への配水管布設
 延長 31,887 m 970,904,101 円

(2) 水道改良事業

施設改良
 松田新田浄水場1号脱水機ダイヤフラム更新工事等 351,067,500 円
 老朽ポリエチレン管等の布設替
 延長 25,055 m 999,257,408 円

(3) 配水管整備事業

老朽鋳鉄管の布設替等 延長 3,242 m 192,596,250 円

(4) 水源開発事業

湯西川ダムの建設費負担金(国土交通省へ)
 総事業費 7,656,000,000 円
 平成14年度支出額 561,011,000 円
 平成14年度までの累計 4,808,628,000 円 (進捗率 62.81%)

(5) 庁舎建設事業

上下水道庁舎新築工事設計業務委託等 39,217,500 円

「第 2 次財政構造改革の推進について（案）」に対する意見とその反映について（案）

平成 15 年 6 月 27 日の第 4 回宇都宮市水道事業懇話会において、「第 2 次財政構造改革の推進について（案）」に対して出された各委員の意見内容と、その計画への反映等については、以下のとおりとしたい。

意見の内容	計画への反映
<p>(1) 収益向上策としてのペットボトル水の販売</p> <p>・収入の増加策として、現在 PR 用に作製しているペットボトルウォーター「泉水」を、利益を上乗せして販売してはどうか。</p>	<p>・水道事業者が水道水供給事業という本来の事業以外に実施できる附帯事業については、地方公営企業法やその関係通達、通知により、「本来の事業に相当因果関係をもちつつ、本来の事業の従たる事業として行なわれるもの」に限定され、様々な条件が付けられています。</p> <p>水道事業におけるペットボトルウォーターの販売は、水道水供給事業を補う場合、例えば災害時の備蓄用であれば附帯事業と見なされますが、平常時の飲料水として販売することは水道水供給事業と相対立しますので、現行制度上では、附帯事業とすることは困難であります。</p> <p>このため、ペットボトルウォーターの販売については、附帯事業と見なされる範囲を研究しながら実施していくとともに、これ以外にも収益が確保できそうな附帯事業がないか研究していきたいと考えています。</p> <p>・したがいまして、計画には、「収入の確保」の中の新たな具体的な対応策として『水道事業に係る、土地、施設等の資産や知識、技能を有効活用することにより、収益の向上が図れる新たな事業（附帯事業）を研究する』を追加することにより、反映します。</p>
<p>(2) 収益向上策としての水道水の飲用促進</p> <p>・節水は必要ではあるが、飲み水に関しては、宇都宮の水道水は安全でおいしいのだから、それをもっと積極的に PR して、飲み水は高いお金を出して市販のミネラル水を買わずに宇都宮の水道水を飲みましょうと、利用を促進すべき。</p>	<p>・ご意見のとおり、飲み水として、宇都宮の水道水の優位性を積極的に PR し、その利用促進を図っていききたいと思えます。</p> <p>・したがいまして、計画には、「収入の確保」の中の具体的な対応策の 1 点目を『水道未加入者の加入促進』【や、安全でおいしい宇都宮の水道水の飲み水としての利用促進】を積極的に進めるとともに、水道料金の収納率の向上を図り、水道料金収入の確保を図る。』(【 】内が追加部分)と変更することにより、反映します。</p>
<p>(3) 「職員給与費の抑制」を一ランク上の項目へ</p> <p>・「職員給与費の抑制」という形で人件費の削減が掲げられているが、この取組は非常に良いので、「給水原価の抑制」という柱立ての中の施策ではなく、一つランクを上げて ~ と同等の柱として記述して強調した方が良いと思う。</p>	<p>・ ~ の柱は、健全財政の確立を目的として、「収益的収入及び資本的収入の確保」、「収益的支出及び資本的支出の抑制」という、会計上の目標と、「企業債負担の抑制」という本市の財政構造上で最も大きな課題に、対応した形で体系化、フレーム化したものであり、計画全体の総論となるものであります。</p> <p>「職員給与費の抑制」は、計画全体の体系、フレームのレベルを考慮しますと、総論よりも各論に近い現在の位置が適当と考えますが、ご提案の主旨を踏まえ、「職員定数の削減」を重点施策に位置付け、その着実かつ積極的な推進を図っていききたいと思えます。</p>
<p>(4) 収益向上策としての広告収入の獲得</p> <p>・収入の増加策として、検針票の裏面に企業等の広告を載せて広告収入を得ることを検討すべき。</p>	<p>・ご提案の施策も、附帯事業として、今後実現化を検討していききたいと思えます。</p> <p>・したがいまして、計画には、(1) の回答により、反映します。</p>

「第 2 次財政構造改革の推進について(案)」の変更点について

第 4 回宇都宮市水道事業懇話会での意見内容、及び平成 14 年度決算の確定により、下記のとおり内容を一部変更した。

変更前	変更後	変更の理由																																																								
<p>4 頁 3～6 行</p> <p>「平成 14 年度予算では、水道料金収入は当初見込を大幅に下回り、3 月議会において 226,193 千円の減額補正し、決算見込は 10,942,956 千円となる。さらに平成 15 年度当初予算では、それを下回る 10,866,240 千円を計上し、その分純利益も減少している。」</p> <p>(なし)</p>	<p>「平成 14 年度決算では、水道料金収入は当初見込を大幅に下回り、当初予算額から 229,380 千円減の 10,939,715 千円となった。さらに平成 15 年度当初予算では、それを下回る 10,866,240 千円を計上し、その分純利益も減少している。」</p> <p>「水道事業は典型的な装置型産業であり、安定供給のため、毎年度、施設の整備やその更新・改良を行わなければならない。純利益は、これらの建設改良費や企業債の償還などの資本的支出に充てる貴重な財源であるので、一定額の確保が必要となる。」</p>	<p>平成 14 年度決算の確定により、下線部分の文章内容を変更するもの。</p> <p>また、第 4 回宇都宮市水道事業懇話会において、純利益の用途の説明が必要とされたため、その説明文を追加するもの。</p>																																																								
<p>4 頁 11 行【純利益純損失の見込み】表中</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>14 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純利益純損失額</td> <td>1,027</td> </tr> </tbody> </table>	年度	14 年度	純利益純損失額	1,027	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>14 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>純利益純損失額</td> <td>1,176</td> </tr> </tbody> </table>	年度	14 年度	純利益純損失額	1,176	<p>平成 14 年度決算の確定により、数値を変更するもの。</p>																																																
年度	14 年度																																																									
純利益純損失額	1,027																																																									
年度	14 年度																																																									
純利益純損失額	1,176																																																									
<p>6 頁 2～7 行</p> <p>「水道未加入者の加入促進を積極的に進めるとともに、水道料金の収納率の向上を図り、水道料金収入の確保を図る。」</p> <p>(なし)</p>	<p>「水道未加入者の加入促進や、安全でおいしい宇都宮の水道水の飲み水としての利用促進を積極的に進めるとともに、水道料金の収納率の向上を図り、水道料金収入の確保を図る。」</p> <p>「水道事業に係る、土地、施設等の資産や知識、技能を有効活用することにより、収益の向上が図れる新たな事業(附帯事業)を研究する。」</p>	<p>第 4 回宇都宮市水道事業懇話会において出された意見を反映し、下線部分を追加するもの。</p>																																																								
<p>6 頁 14 行【給水原価の構成】表</p> <p>各項目の金額、構成比は、平成 12 年度分と平成 13 年度分を記載。</p>	<p>各項目の金額、構成比は、平成 13 年度分と平成 14 年度分を記載。</p>	<p>平成 14 年度決算の確定により、直近の 2 カ年分の年度を変更するもの。</p>																																																								
<p>8 頁 【第 2 次財政構造改革の体系】図</p> <p>収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金収入の確保 未加入者の加入促進、収納率の向上 固定資産売却益の確保 遊休資産の処分 資産運用益の確保 現金預金の有効運用 特定財源の確保 国・県支出金、一般会計繰入金、負担金の確保 	<p>収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道料金収入の確保 未加入者の加入促進、飲み水としての利用促進、収納率の向上 固定資産売却益の確保 遊休資産の処分 資産運用益の確保 現金預金の有効運用 特定財源の確保 国・県支出金、一般会計繰入金、負担金の確保 附帯事業による収益の確保 収益向上を図れる新規事業の研究 	<p>第 4 回宇都宮市水道事業懇話会において出された意見を反映し、下線部分を追加するもの。</p>																																																								
<p>9 頁 【財政見通し】表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収益的収入 A</th> <th>収益的支出 B</th> <th>純利益 A - B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>11,401,347</td> <td>10,374,239</td> <td>1,027,108</td> </tr> </tbody> </table> <p>H13 は決算値, H14 は補正後予算値, H15 は当初予算値</p>	年度	収益的収入 A	収益的支出 B	純利益 A - B	14	11,401,347	10,374,239	1,027,108	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>収益的収入 A</th> <th>収益的支出 B</th> <th>純利益 A - B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>11,400,279</td> <td>10,224,080</td> <td>1,176,199</td> </tr> </tbody> </table> <p>H13, H14 は決算値, H15 は当初予算値</p>	年度	収益的収入 A	収益的支出 B	純利益 A - B	14	11,400,279	10,224,080	1,176,199	<p>平成 14 年度決算の確定により、数値を変更するもの。</p>																																								
年度	収益的収入 A	収益的支出 B	純利益 A - B																																																							
14	11,401,347	10,374,239	1,027,108																																																							
年度	収益的収入 A	収益的支出 B	純利益 A - B																																																							
14	11,400,279	10,224,080	1,176,199																																																							
<p>10 頁 【経営指標】表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名</th> <th colspan="2">18 年度</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>14 年度</th> <th>15 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固定負債構成比率 (%)</td> <td>628,269,809 + 58,303,734,560</td> <td>108,942,828,400</td> <td rowspan="2">54.09</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自己資本構成比率 (%)</td> <td>25,518,959,740 + 23,318,014,547</td> <td>108,942,828,400</td> <td rowspan="2">44.83</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標名	18 年度			14 年度	15 年度	固定負債構成比率 (%)	628,269,809 + 58,303,734,560	108,942,828,400	54.09			自己資本構成比率 (%)	25,518,959,740 + 23,318,014,547	108,942,828,400	44.83			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名</th> <th colspan="2">18 年度</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>14 年度</th> <th>15 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固定負債構成比率 (%)</td> <td>625,188,407 + 58,303,734,617</td> <td>109,065,718,592</td> <td rowspan="2">54.03</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自己資本構成比率 (%)</td> <td>25,518,321,740 + 23,442,284,373</td> <td>109,065,718,592</td> <td rowspan="2">44.89</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>また、各指標の 14 年度の欄を追加した。</p>	指標名	18 年度			14 年度	15 年度	固定負債構成比率 (%)	625,188,407 + 58,303,734,617	109,065,718,592	54.03			自己資本構成比率 (%)	25,518,321,740 + 23,442,284,373	109,065,718,592	44.89			<p>平成 14 年度決算の確定により、数値を変更するもの。</p> <p>また、各指標の 14 年度の欄を追加した。</p>																				
指標名		18 年度																																																								
	14 年度	15 年度																																																								
固定負債構成比率 (%)	628,269,809 + 58,303,734,560	108,942,828,400	54.09																																																							
自己資本構成比率 (%)	25,518,959,740 + 23,318,014,547	108,942,828,400	44.83																																																							
指標名	18 年度																																																									
	14 年度	15 年度																																																								
固定負債構成比率 (%)	625,188,407 + 58,303,734,617	109,065,718,592	54.03																																																							
自己資本構成比率 (%)	25,518,321,740 + 23,442,284,373	109,065,718,592	44.89																																																							
<p>11 頁 【グラフ】上の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定負債構成比率</td> <td>61.75</td> <td>59.86</td> <td>54.09</td> </tr> <tr> <td>自己資本構成比率</td> <td>37.27</td> <td>39.09</td> <td>44.83</td> </tr> <tr> <td>職員給与費対料金収入比率</td> <td>16.87</td> <td>17.16</td> <td>15.87</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>191.75</td> <td>195.49</td> <td>184.32</td> </tr> <tr> <td>職員 1 人当たり給水人口</td> <td>2,620</td> <td>2,613</td> <td>3,086</td> </tr> <tr> <td>職員 1 人当たり有収水量</td> <td>295,757</td> <td>294,446</td> <td>341,335</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	H14	H15	H18	固定負債構成比率	61.75	59.86	54.09	自己資本構成比率	37.27	39.09	44.83	職員給与費対料金収入比率	16.87	17.16	15.87	給水原価	191.75	195.49	184.32	職員 1 人当たり給水人口	2,620	2,613	3,086	職員 1 人当たり有収水量	295,757	294,446	341,335	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定負債構成比率</td> <td>61.46</td> <td>59.78</td> <td>54.03</td> </tr> <tr> <td>自己資本構成比率</td> <td>37.22</td> <td>39.17</td> <td>44.89</td> </tr> <tr> <td>職員給与費対料金収入比率</td> <td>16.77</td> <td>17.16</td> <td>15.87</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>187.02</td> <td>195.49</td> <td>184.32</td> </tr> <tr> <td>職員 1 人当たり給水人口</td> <td>2,538</td> <td>2,613</td> <td>3,086</td> </tr> <tr> <td>職員 1 人当たり有収水量</td> <td>294,504</td> <td>294,446</td> <td>341,335</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	H14	H15	H18	固定負債構成比率	61.46	59.78	54.03	自己資本構成比率	37.22	39.17	44.89	職員給与費対料金収入比率	16.77	17.16	15.87	給水原価	187.02	195.49	184.32	職員 1 人当たり給水人口	2,538	2,613	3,086	職員 1 人当たり有収水量	294,504	294,446	341,335	<p>平成 14 年度決算の確定により、数値を変更するもの。</p>
指標名	H14	H15	H18																																																							
固定負債構成比率	61.75	59.86	54.09																																																							
自己資本構成比率	37.27	39.09	44.83																																																							
職員給与費対料金収入比率	16.87	17.16	15.87																																																							
給水原価	191.75	195.49	184.32																																																							
職員 1 人当たり給水人口	2,620	2,613	3,086																																																							
職員 1 人当たり有収水量	295,757	294,446	341,335																																																							
指標名	H14	H15	H18																																																							
固定負債構成比率	61.46	59.78	54.03																																																							
自己資本構成比率	37.22	39.17	44.89																																																							
職員給与費対料金収入比率	16.77	17.16	15.87																																																							
給水原価	187.02	195.49	184.32																																																							
職員 1 人当たり給水人口	2,538	2,613	3,086																																																							
職員 1 人当たり有収水量	294,504	294,446	341,335																																																							

第2次財政構造改革の推進について(案)

財政構造改革の継続の必要性について	1頁
1. これまでの財政構造改革の実績と評価	1頁
(1) 財政構造改革の骨子	1頁
(2) 実績	1頁
(3) 評価	2頁
2. 財政構造改革の継続の必要性	3頁
(1) 現行の財政構造改革の策定時の状況	3頁
(2) 現在の経営環境と財政状況	3頁
(3) 財政構造改革の継続の必要性	4頁
第2次財政構造改革の推進について(案)	5頁
1. 第2次財政構造改革の推進にあたっての基本的な考え方	5頁
2. 第2次財政構造改革の推進について	5頁
(1) 基本方針	5頁
(2) 財政構造改革期間	5頁
(3) 改革の柱とその具体的な対応策	5頁
(4) 目標値	9頁

財政構造改革の継続の必要性について

主旨

本市水道事業における財政構造改革の推進については、「21世紀を展望した健全な水道事業経営の確立」を基本方針とし、平成9年度から平成14年度までの6年間を計画期間として取組んできたところであるが、平成15年度以降のこの取組の継続について協議するもの。

1. これまでの財政構造改革の実績と評価

(1) 財政構造改革の骨子

財政構造改革の骨子は次のとおりである。

項 目	内 容
検 討 会 議	局長を議長とする財政構造改革対策検討会議を設置（平成9年7月）
基 本 方 針	21世紀を展望した健全な水道事業経営の確立
重 点 項 目	企業債借入額の抑制による健全な財政構造の確立 将来の水需要予測の見直しを踏まえた建設改良事業の見直し 職員定数の削減 公共工事の建設コスト縮減 事務事業の見直し
計 画 期 間	平成9年度から平成14年度（6年間）

(2) 実績

財政構造改革の計画期間における実績の概要は下記のとおりである。

経費の節減

（単位：千円）

項 目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	計
事務事業の見直し	136,176	45,454	16,195	33,673	196,819	157,836	586,153
職員定数の見直し	18,800 (2人)	118,320 (12人)	29,430 (3人)	76,480 (8人)	19,046 (2人)	- (-)	262,076 (27人)
公共工事コスト縮減	1,113	53,384	406,357	258,154	455,142	894,779	2,068,929
合 計	156,089	217,158	451,982	368,307	671,007	1,052,615	2,917,158

企業債発行の抑制

（単位：千円）

項 目	対象事業期間	見直し前予定額	見直し後予定額	抑 制 額
第6期拡張事業の見直し	平成12～32年度	41,579,000	33,437,000	8,142,000
基準外繰入金の導入	平成13～19年度	11,046,000	9,105,600	1,940,400
合 計		52,625,000	42,542,600	10,082,400

(3) 評価

企業債借入額の抑制による健全な財政構造の確立

- ・平成 11 年度に実施した第 6 期拡張事業の見直しと、平成 12, 13 年度に実施した市一般会計及び河内町との負担区分の見直しによる基準外繰入金の導入により、将来の分を含めて総額で 100 億円以上の企業債の発行を抑制することができ、一定の成果は挙げられたと思われる。
- ・しかしながら、企業債元利償還金の料金収入に対する割合を抑制するという目標は、企業債元利償還金が平成 16 年度まで増加していくため、同年度まで増加していくこととなっている。また、依然として、企業債を基本とする経営指標は類似団体の中でかなり下位にあるため、引き続き企業債借入額の抑制に努めていく必要がある。

将来の水需要予測の見直しを踏まえた建設改良事業の見直し

- ・平成 10 年度に実施した水需要予測を踏まえて、平成 11 年度に第 6 期拡張事業の見直しを行い、総事業費を 650 億円から 553 億円へと 97 億円を抑制し、さらに計画期間の延伸（13 年間から 27 年間へ）により単年度の財政負担と減価償却費伸びの抑制を図ることができた。
- ・しかしながら、平成 14 年度に実施している水需要予測の見直しでは、さらに水需要の減少が見込まれ、これを踏まえた適切な施設規模、内容となるように再見直しが必要である。

職員定数の削減

- ・当初の目標は、平成 9 年度の 235 人を平成 14 年度までに 5%（12 人）削減するものであったが、目標を上回る 11.5%（27 人）を削減することができた。

公共工事の建設コスト縮減

- ・当初の目標は、平成 11 年度までに 10%以上削減できる施策を確立することであったが、平成 11 年度に 11.0%と目標を達成し、以後、12 年度に 10.6%、13 年度に 15.7%、14 年度に 18.2%と目標値を超えている。

事務事業の見直し

- ・経常経費の削減や、業務の電算化や外部委託化など、適宜、事務事業の見直しを図ってきた。
- ・しかしながら、遊休資産の処分や職員給与費の企業手当の見直しなど、引き続き取組が必要なものは多い。

2. 財政構造改革の継続の必要性

(1) 現行の財政構造改革の策定時の状況

平成9年7月に財政構造改革対策検討会議が設置されたが、その時点では、財政構造改革の推進が必要な理由として、下記の4点が示されている。

第4次総合計画基本構想が策定され、新しいまちづくりの目標に向けた着実な取組が必要であること

平成9年4月に水道料金を改定し平均20.67%値上げしたが、この料金改定に当たり、従来以上に業務の改善合理化の推進と経営の効率化が求められ、経営の悪化への対応として料金値上げによる財源確保を求められなくなっていること

平成7年度に地方公営企業アドバイザーによる経営診断で、建設投資規模の見直しや、企業債借入の抑制を指摘されていること

平成7年度及び平成8年度決算審査において、水需要の動向を踏まえて計画を見直しするなど建設改良事業の推進に慎重に取り組むべきと指摘され、また支払利息や減価償却費等の経常費用の増加に対し、財政の健全性確保を求められていること

(2) 現在の経営環境と財政状況

現行の財政構造改革の策定から5年が経過したが、現在の本市水道事業の経営を取り巻く環境と財政状況は次のとおりである。

経営を取り巻く環境

節水型水使用機器の普及や節水意識の向上、さらには大型百貨店の次々の撤退などにより、本市の水需要は伸び悩み、有収水量は今後マイナスで推移することが予想され、収入の根幹である水道料金収入は減少していくことが見込まれること

また、水需要の動向を踏まえて、現行の第6期拡張事業計画による施設整備の規模や内容の適正化が迫られていること

平成14年4月に水道料金を改定し平均1.82%値下げしたが、この料金改定に当たり、将来的に値上げになることのないように、経営状況を積極的に公表し利用者が評価できるよう求められていること

平成16年度の水道局と下水道部との一元化により、これまで以上に経営の効率化が求められていること

平成12年12月に閣議決定された国の行政改革大綱において、「地方公営企業の改革」として、地方公営企業の経営基盤強化のための計画策定を要請されていること
平成15年2月に本市の第3次行政改革の基本となる行政経営指針が策定され、「市民満足の向上」を目標として「市民協働」と「成果重視」の視点から市政の改革に取り組むこととなっている。このため、公営企業としての水道事業は、その経済性を発揮して、より成果主義を徹底して顧客満足に努める必要があること

財政状況

水道料金収入の減少による収益的収支の悪化

- ・平成 14 年度決算では、水道料金収入は当初見込を大幅に下回り、当初予算額から 229,380 千円減の 10,939,715 千円となった。さらに平成 15 年度当初予算では、それを下回る 10,866,240 千円を計上し、その分純利益も減少している。
- ・平成 14 年度に策定した上水道基本計画実施計画における財政見通しでは、湯西川ダムの減価償却の始まる平成 24 年度以降、純利益は大幅に減少し、平成 26 年度には損失（赤字）を計上すると推計している。
- ・今後、施設の老朽化等による維持管理費や、建設改良費が現行の実施計画を上回るようであれば、損失（赤字）を計上する時期は早まることになる。
- ・水道事業は典型的な装置型産業であり、安定供給のため、毎年度、施設の整備やその更新・改良を行わなければならない。純利益は、これらの建設改良費や企業債の償還などの資本的支出に充てる貴重な財源であるので、一定額の確保が必要となる。

【純利益純損失の見込み】 (単位：百万円)

年度	13 年度	14 年度	15 年度	17 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
純利益純損失額	994	1,176	671	838	648	101	31	46

依然として重い企業債償還の負担

- ・本市水道事業の企業債残高は平成 13 年度末で 67,181,170 千円で、これは類似事業体（給水人口 30 万人以上、44 事業体）の中で 43 位、中核市（27 市）の中では最下位という、極めて厳しい状況にある。
- ・このほか、企業債をもとに算出される経営指標は、下記のとおり軒並み厳しい状況にあり、経営上、大きな負担となっている。

項目	本市数値	類似団体（人口 30 万人以上、44 事業体）		中核市（27 市）	
		平均値	本市順位	平均値	本市順位
企業債残高（百万円）	67,181	30,543	43	34,635	27
給水収益に対する 企業債利息の割合（％）	28.17	16.00	42	19.04	25
給水収益に対する 企業債償還元金の割合（％）	24.06	14.82	40	17.89	23
支払利息の費用構成比（％）	28.52	16.12	43	18.81	26
自己資本構成比率（％）	34.99	50.90	38	48.93	23

(3) 財政構造改革の継続の必要性

上記のとおり、現行の財政構造改革の取組については一定の成果を挙げることができたが、本市水道事業を取り巻く財政環境は厳しさを増しており、水道利用者の負担となる水道料金の値上げを可能な限り回避するためには、今後も積極的な財政構造の改革を継続して取組まざるをえない。

第2次財政構造改革の推進について（案）

1．第2次財政構造改革の推進にあたっての基本的な考え方

水道事業における使命は安全な水道水を安定的に供給することであり、それを着実に遂行していくことが最大のサービスである。同時に、受益者負担金である水道料金は、家計や企業において少なくない負担となっていることから、これを維持、抑制することも大きなサービスであると言える。

このため、将来にわたって、社会経済環境の変化による多様かつ緊急な行政需要にも柔軟かつ的確に対応でき、しかも水道料金を維持、抑制できるように、財政基盤の強化と経営の健全化に取り組んでいく。

2．第2次財政構造改革の推進について

（1）基本方針

水道利用者へのサービスを質的に維持、向上しながら、健全な水道事業経営の確立を図る

（2）財政構造改革期間

平成15年度から平成18年度（4年間）

【設定の理由】

- ・3～4年程度の中期的な目標を設定すれば、毎年度の目標を明確にでき、成果的に評価できるとともに、その後の対応策が立てやすくなること
- ・平成18年度は、本市水道事業の市民皆水道の目標年次であり、また第4次総合計画改定基本計画の目標年度でもあるので、その整合上適当なこと
- ・現在、周辺町との市町合併の研究、協議が進められており、これに伴い水道事業体の再編の可能性もあることから、長期の設定は現実的ではないこと

（3）改革の柱とその具体的な対応策

今後の経営の健全化を確保するために次の4つを柱として改革に取り組むものとする。

収入の確保 給水原価の抑制 企業債借入額の抑制 建設改良事業費の抑制

収入の確保

水需要の伸び悩み等により収入の根幹である水道料金収入が減少しているが、収益的収支において一定の純利益を出すとともに、資本的収支において必要な事業を実施していくためには、各種収入、財源の確保対策が必要である。

ア．具体的な対応策

水道未加入者の加入促進や，安全でおいしい宇都宮の水道水の飲み水としての利用促進を積極的に進めるとともに，水道料金の収納率の向上を図り，水道料金収入の確保を図る。

遊休資産については積極的に処分を進め，売却益の確保を図る。

資金収支の適正管理により現金預金の効果的な運用に努め，運用益の確保を図る。

各種事業の公共性・公益性や責任負担を十分に精査しながら，国・県支出金，一般会計からの繰入金，関係事業者からの負担金などの特定財源の導入を図る。

水道事業に係る，土地，施設等の資産や知識，技能を有効活用することにより，収益の向上が図れる新たな事業（附帯事業）を研究する。

イ．重点施策

水道料金収納率の向上

遊休資産の処分

給水原価の抑制

水道料金収入や水道加入金が減少している中で一定の純利益を出していくためには，収益的支出の削減による給水原価を抑制していく必要がある。

給水原価の構成

（単位：円，％）

区 分	平成 14 年度		平成 13 年度	
企業債利息	2,880,206,328	28.27	3,021,330,579	28.52
減価償却費	2,870,849,369	28.17	2,882,430,812	27.21
職員給与費	1,747,225,038	17.15	1,813,711,482	17.12
受水費	1,166,541,870	11.45	1,340,951,367	12.66
請負費	451,017,827	4.43	307,145,106	2.90
委託料	435,364,626	4.27	557,122,028	5.26
負担金	112,050,062	1.10	125,837,472	1.19
その他	526,325,267	5.16	545,172,489	5.14
合計 A	10,189,580,387	100.00	10,593,701,335	100.00
有収水量 B	54,483,206m ³		54,876,617m ³	
給水原価 A / B	187.02 円 / m ³		193.05 円 / m ³	

ア．具体的な対応策

給水原価の約 4 分の 3 を占める企業債利息，減価償却費，職員給与費の抑制を図るとともに，受水費やその他の経常経費についてもその減額に努める。

企業債利息，減価償却費については，毎年度の建設改良事業費を縮小するとともに，その財源である企業債借入額を抑制し，その縮減を図る。

職員給与費については，外部委託化の推進などによる業務の合理化，効率化を図り職員定数を削減するとともに，各種手当を見直し，その抑制を図る。

受水費については、水需要の低下に伴う水源構成の検討に合わせて、受水量を見直すとともに、受水単価の引き下げについても栃木県企業局と協議をしていく。その他の経常経費についても、外部委託やIT化の推進などにより、利用者サービスの質的水準を確保しながら、業務の合理化、効率化を図り縮減に努める。特に外部委託については、平成13年の水道法改正により、高い技術力を要する業務を刑事責任も含めて委託が可能な第三者委託制度が確立され、また、内閣府の総合規制改革会議において「民間参入の拡大による官製市場の見直し」に水道事業が対象となるなど、民間委託、民営化が推進されている状況を踏まえて、受託可能者の状況を見据えながら、全ての事務事業を対象に、外部委託が可能な業務およびその範囲を検討していく。

イ．重点施策

職員定数の削減

外部委託化の推進

企業債借入額の抑制

現行の企業債残高とその元利償還金の負担の大きさを鑑み、企業債借入額の抑制を図る必要がある。

ア．具体的な対応策

建設改良事業費の抑制により、企業債対象事業費の抑制を図る。

国・県支出金、一般会計からの繰入金、関係事業者からの負担金などの特定財源の導入を図る。

イ．重点施策

企業債借入額の抑制

建設改良事業費の抑制

市民皆水道に向けた未普及地域への配水管布設や施設の老朽化による更新・改良への対応が急務となっているが、後年度の減価償却費や企業債支払利息の負担を抑制するため、これまでの公共工事コスト縮減策により単位当たりの事業費が縮減されたことを踏まえて、建設改良事業費の抑制を図る必要がある。

ア．具体的な対応策

引き続き公共工事コスト縮減を図るとともに、VEなどの導入により、一定の事業量を確保しながら毎年度の事業費規模の抑制を図る。

第6期水道拡張事業については、将来の水需要に合わせて施設整備規模、施設内容を見直し、全体事業費の抑制を図る。

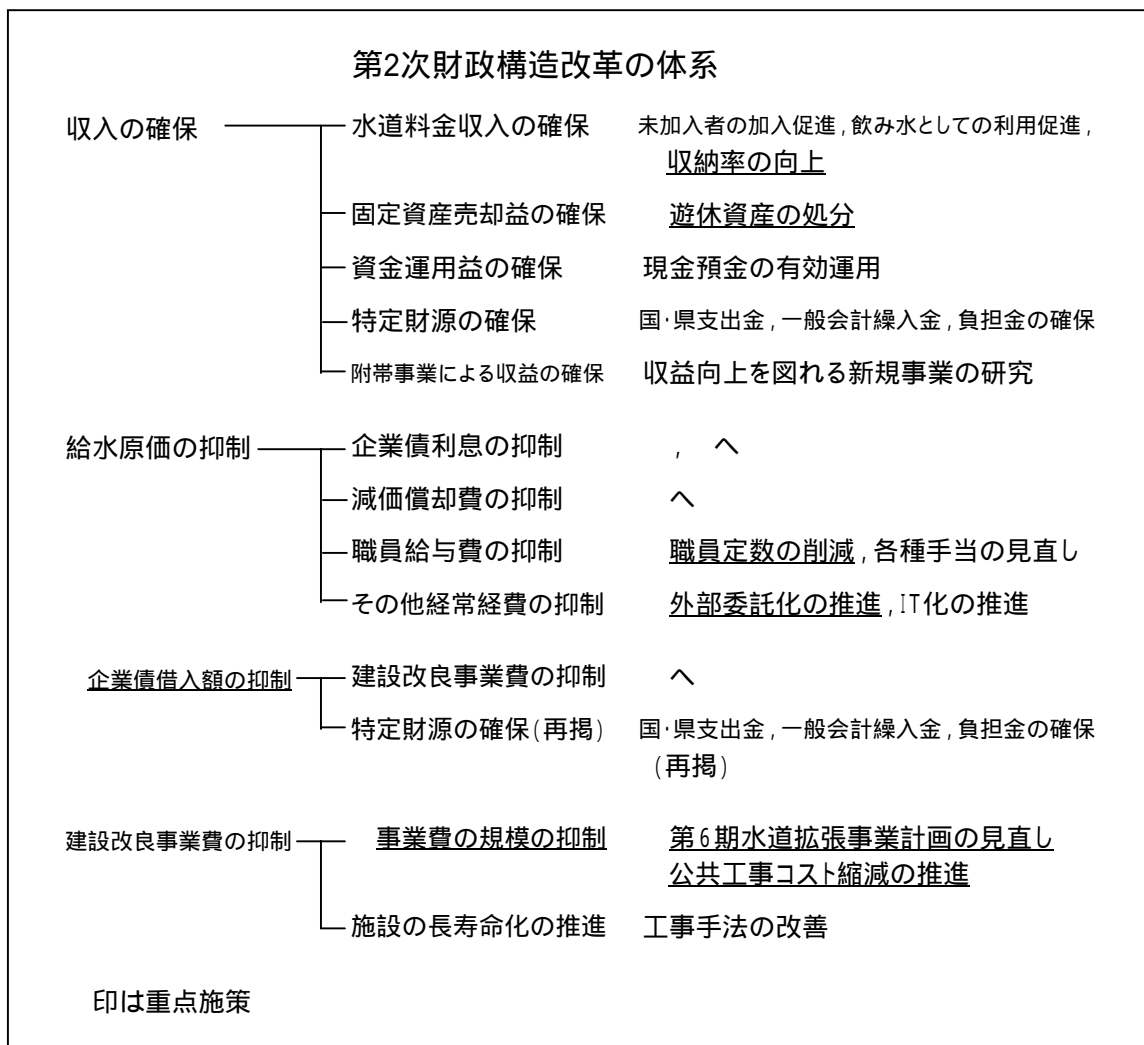
将来の更新や改良の工事費を抑制するため、工事手法の改善等により施設の長寿命化を図る。

イ. 重点施策

事業費の規模の抑制

第6期水道拡張事業計画の見直し

公共工事コスト縮減の推進



(4) 目標値

財政の健全化を確立するため、下記のとおり目標値を設定し、毎年度、その成果や進捗度を評価していくものとする。

経費，事業費の削減額

平成 14 年度策定の上水道基本計画実施計画によれば、今後の財政見通しは下記のとおりになる。

湯西川ダムが供用開始し、その減価償却と支払利息の発生する平成 24 年度以降、純利益は大幅に減少していき、26 年度には損失が発生する見込みとなっている。

(単位 千円 税抜き)

年度	収益的収入 A	収益的支出 B	純利益 A - B
H13	11,614,165	10,620,038	994,127
14	11,400,277	10,224,080	1,176,199
15	11,188,745	10,517,912	670,833
16	10,967,579	10,241,480	726,099
17	10,921,888	10,083,505	838,383
18	10,863,248	10,032,395	830,853
19	10,806,329	9,981,980	824,349
20	10,751,502	9,955,685	795,817
21	10,698,773	9,957,081	741,692
22	10,648,868	9,930,772	718,096
23	10,600,532	9,952,773	647,759
24	10,554,197	10,452,843	101,354
25	10,509,614	10,479,030	30,584
26	10,466,225	10,513,213	46,988
27	10,423,586	10,538,731	115,145
28	10,381,847	10,562,181	180,334
29	10,341,228	10,562,498	221,270

H13, H14 は決算値，H15 は当初予算値

水道事業の適正な利益額は、本来は資産維持費相当額であり、日水協資料から試算すると、本市の場合、9～10 億円程度となる。

また、総収支比率（総収入／総費用）は、本市は 109.36 であるが、中核市平均は 105.88 であり、中核市平均値とすれば純利益は6 億円程度となる。

24 年度以降発生する湯西川ダムの減価償却費と支払利息の合計額は、年 4 億円程度である。

したがって、平成 24 年度も中核市平均程度の総収支比率で純利益を出し、その後の損失を出さないようにするためには、24 年度には現行見込額から 5 億円減額した支出構造にする必要があり、これを実現するには 16 年度から 24 年度の 9 年間、毎年度 60,000 千円ずつ支出を削減していかなければならない。

【対応策】

毎年度 60,000 千円ずつ支出を削減していくためのモデル的な対応策は、下記のとおりである。

職員給与費	
職員数 3 名減	27,000 千円
(1 名当たり 9,000 千円で設定)	
減価償却費	
建設改良費を現計画から 500,000 千円減	12,500 千円
(減価償却期間を 40 年で設定)	
支払利息	
企業債発行額を現計画から 400,000 千円減	8,000 千円
(利率 2 % で設定)	
その他経費	
業務の効率化	12,500 千円
(事務費, 請負費の削減など)	

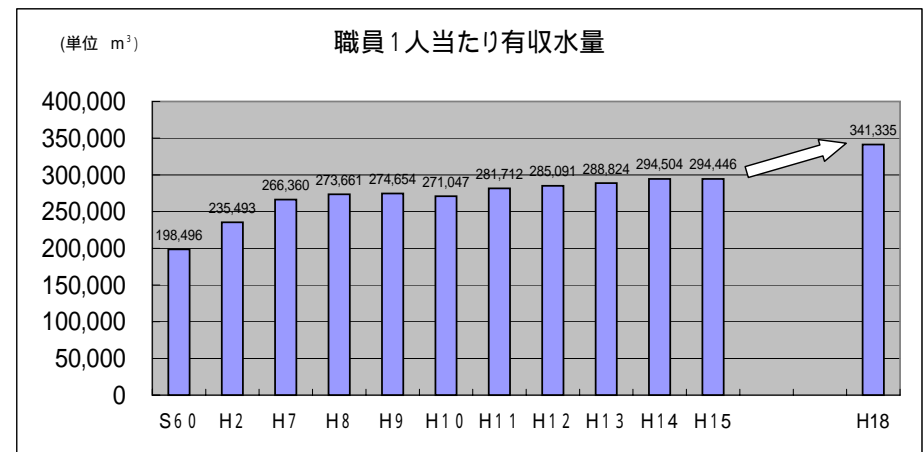
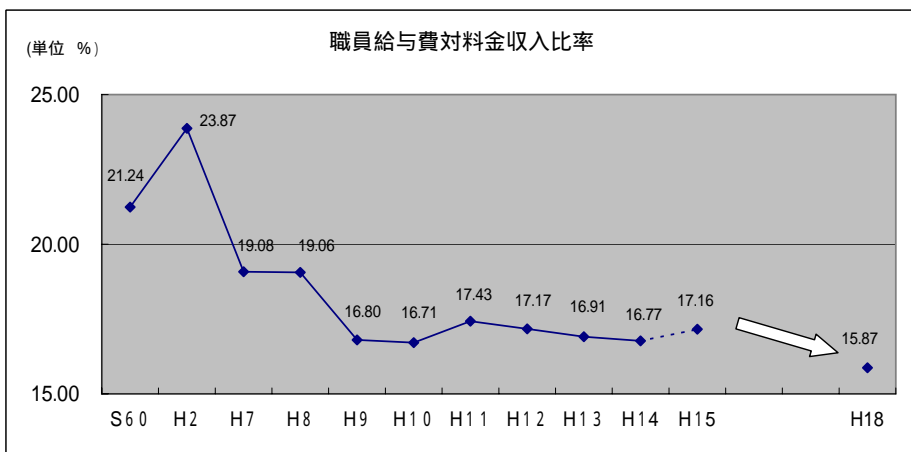
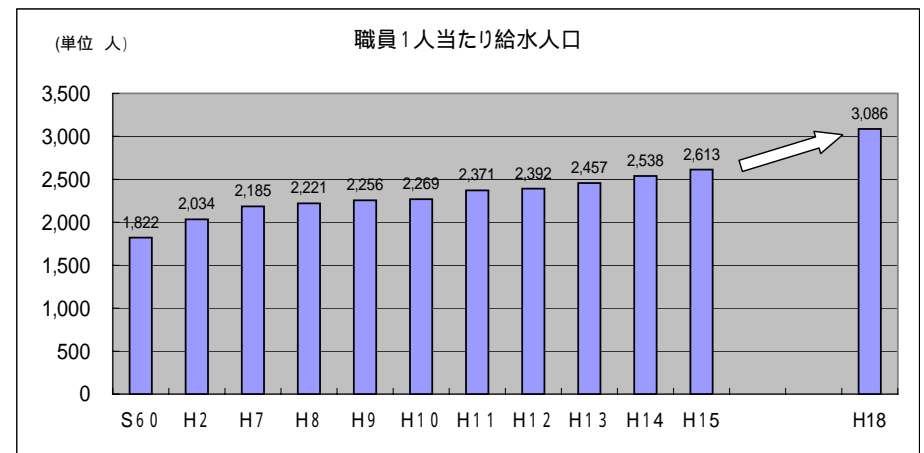
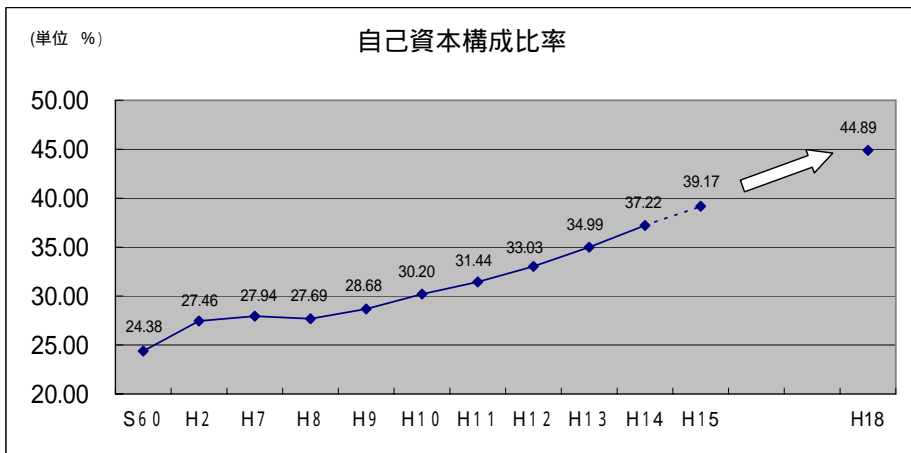
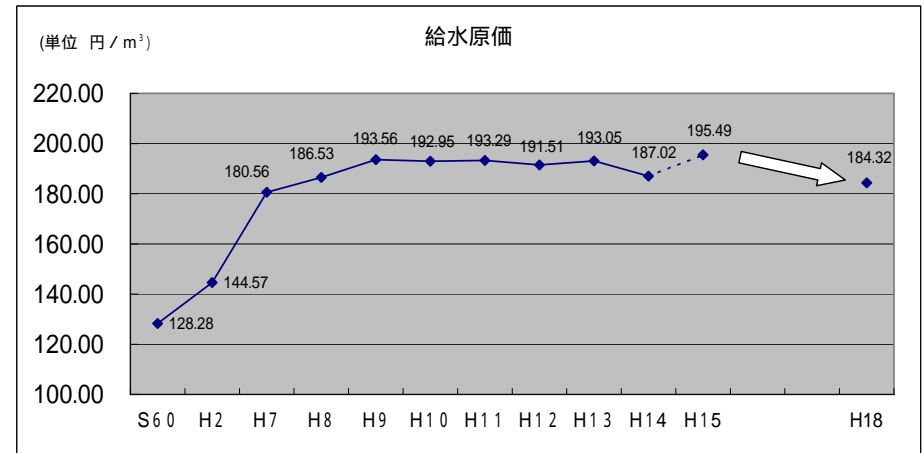
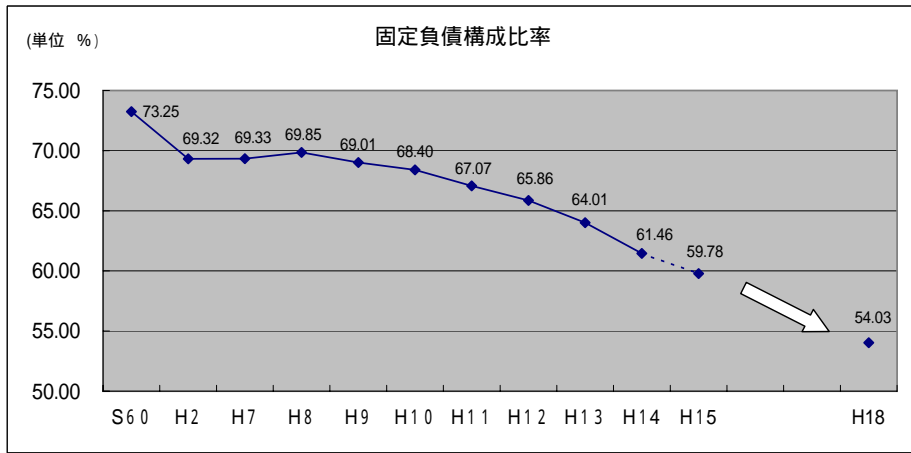
上記モデルを基本に、毎年度の事情を考慮しながら、年平均 60,000 千円の削減に取り組んでいくものとする。

経営指標

の取組を踏まえて、平成 18 年度における経営指標の目標値は次のように設定する。

	指標名	指標の算式	13 年度	14 年度	18 年度	
財政 基盤 の 強 化	固定負債構成比率 (%)	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債資本合計}}$	64.01 (48.58)	61.46	$\frac{625,188,407 + 58,303,734,617}{109,065,718,592}$	54.03
	自己資本構成比率 (%)	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債資本合計}}$	34.99 (48.93)	37.22	$\frac{25,518,321,740 + 23,442,284,373}{109,065,718,592}$	44.89
	職員給与費対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{損益勘定職員給与費}}{\text{給水収益}}$	16.91 (20.88)	16.77	$\frac{1,627,192}{10,251,953}$	15.87
効 率 性 の 向 上	給水原価 (円/m ³)	$\frac{\text{経常費用} - \text{不用品売却原価等}}{\text{年間総有収水量}}$	193.05 (171.51)	187.02	$\frac{9,852,395}{53,453,000}$	184.32
	職員 1 人当たり 給水人口 (人)	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	2,457 (2,492)	2,538	$\frac{483,320}{156.6}$	3,086
	職員 1 人当たり 有収水量 (m ³)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	288,824 (-)	294,504	$\frac{53,453,000}{156.6}$	341,335

13 年度の () 内は中核市 27 市の平均値



水道料金の徴収方法について

1. 現 状

(1) 水道料金徴収区分割合 (当初請求分)

区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
口座振替	78.5%	78.9%	79.5%	79.9%	79.2%
納付書納付	21.5%	21.1%	20.5%	20.1%	20.8%

平成 13 年 10 月 コンビニエンスストアにおける収納を開始。(納付に含まれる。)

コンビニ利用率(件数比) 平成 14 年 3 月 8.48%

平成 15 年 3 月 11.35%

(2) 徴収別経費内訳 (平成 14 年度)

1. 口座振替手数料 (1 件あたり無料～10 円)

1) 金融機関

ア. 出納取扱金融機関(みずほ銀行, 群馬銀行) 無料

イ. 収納取扱金融機関(その他の金融機関) 5 円/件

2) 郵便局

10 円/件

2. 納付書による経費 (1 件あたり 47.5 円～100.5 円)

1) 納入通知書 郵送料 47.5 円/件(バーコード割引適用)

2) 納付書取扱手数料

ア. 取扱金融機関 無料

イ. コンビニ収納手数料 53 円/件

ウ. 郵便局 手数料は利用者負担

(3) 水道料金収納状況 (平成 15 年 2 月請求分, 金額率)

	2 月末現在	3 月末現在
収 納 率	88.21%	93.66%
うち口座振替分	93.83%	97.13%
うち納付書納付分	74.08%	85.36%

2. 現在の対応策

(1) 口座振替制の推進

コストの優位性, 収納の確実性から口座振替を積極的に推進している。

(2) 推進方法

- ・新規利用者への口座振替お勧めの配布
- ・国の緊急雇用対策制度(国庫補助金)を利用した嘱託職員による口座振替勧誘の実施
- ・水道局広報紙, 検針お知らせ票による制度の周知

公の施設の管理に関する制度の改正

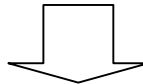
平成 15 年 6 月 6 日法改正案成立

(1) 制度の改正の概要

【現行】（地方自治法第 244 条～第 244 条の 4）

管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行。
 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1 / 2 以上の出資等）
 公共団体（土地改良区等）
 公共的団体（農協，生協，自治会等）



【改正後】

指定管理者制度

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。
 指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定。
 指定管理者も、使用の許可を行うことができるものとする。

(2) 指定管理者制度の内容

条例の制定

個々の公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合における次の事項

- ・ 指定の手續（申請，選定，事業計画の提出等）
- ・ 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理，個別の使用許可）
- ・ 管理の基準（休館日，開館時間，使用制限の要件）

指定の方法

の条例に従い，個々の指定管理者を，議会の議決を経て，期間を定め指定。

利用料金制（公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する制度）

従来の管理受託者と同様に，利用料金制をとることができることとする。

事業報告書の提出

指定管理者に指定された団体は，毎年度終了後，事業報告書を提出。これにより，当該公の施設の目的に沿った利用をチェック。

地方公共団体の長による指示，指定の取消し，業務の停止命令

地方公共団体の長は，指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適当な場合には，指定を取消し，又は管理業務の全部又は一部の停止を命令。

指定管理者の行った利用関係の設定に対する不服申立て

処分に該当する個々の利用関係の設定に関する不服申立てについては，地方公共団体の長に対する審査請求として整理。

地方独立行政法人法の概要

平成15年7月2日法案成立

1 定義・目的

住民の生活，地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち，地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの，民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため，地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価，業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化，徹底した情報公開等が制度の柱。

2 対象業務

試験研究

大学の設置・管理

公営企業に相当する事業の経営（水道，工業用水道，軌道，自動車運送，鉄道，電気，ガス，病院）

社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム，保育所，ホームヘルプサービス事業等）

その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

いずれも，既存組織の移行だけでなく新設も想定

3 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め，総務大臣又は都道府県知事が認可。

4 財産的基礎等

- ・出資者は地方公共団体に限る。
- ・設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

5 役職員の身分等

- ・業務停滞が住民の生活，地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。（定款事項＝総務大臣又は都道府県知事が認可）
- ・設立団体から法人への職員の引継，退手の通算等について，適切に手当て。
- ・理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任。
- ・その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。

6 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様「目標 計画 評価 業務運営への反映」という、流れを義務づけ。

- ・中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・中期計画（3～5年）は、法人が作成し、設立団体の長が認可。
- ・年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。
- ・法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
- ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し

7 財務及び会計

- ・原則として企業会計原則による。
- ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

8 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。
- ・法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を行なう認可が必要。
- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を行なう認可が必要。

9 特例規定

大学

省略

公営企業に相当する事業

- ・中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。
- ・事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

10 その他

- ・設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ・法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し清算手続を行う。

11 施行期日

- ・平成16年4月1日とする。